

移動等円滑化取組報告書（旅客船ターミナル）

（2023年度）

住 所 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号
 設置／管理者名 広島県廿日市市
 代表者名（役職名及び氏名）

廿日市市長 松本 太郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客船ターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客船ターミナル	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
宮島栈橋旅客ターミナル	なし	なし

② 旅客船ターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし	なし	なし

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
職員による旅客の誘導支援	乗船時の移動経路上に高齢者、障害者等に対して、必要に応じて旅客の誘導支援が行なえるよう職員を配置し可能な限り実施する。	乗船・下船時、ゲート付近に人員を配置して可能な限り実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運行情報に関する事項	- 船舶運行情報については、各々の船舶会社が責任をもって、利用者に対して呼びかけや張り紙、モニター等で状況提供している。 - 宮島栈橋旅客ターミナル内では、本市や船舶会社からの要望等を受けて宮島観光協会が館内放送で情報発信している。	船舶運行情報については、各々の船舶会社が船内のモニターで情報提供した。 また、宮島栈橋旅客ターミナル内では、宮島観光協会が館内放送で情報発信した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇に関する講習の実施	・ 旅客事業者が船員・乗組員に対して、高齢者、障害者等への声かけ、 旅客支援に関する講習を行う。 (～2024年度)	旅客事業者が従業員に対して旅客支援に関する講習を行った。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客船ターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし	なし	なし

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

なし

(3) 報告書の公表方法

市公式ホームページで公開する。

(4) その他

II 旅客船ターミナルの移動等円滑化の達成状況（旅客船ターミナルごとに記入）

（2024年3月31日現在）

旅客船ターミナル の名称	所在地 道府県 市町村	一日当 たりの 利用者 数	公共交 通移動 等円滑 化基準 省令適 合の有 無	段差へ の対応	乗船場 所の数	段差が 解消さ れている 乗船場 所の数	視覚障 害者誘 導用ブ ロック の設置 の有無	案内設 備の有 無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無
宮島桟橋 厳島港 旅客ター ミナル	広島県 廿日市 市	12,868	○	○	3	3	○	○	○
（合 計） 計 ターミナル			1	1	3	3	1	1	1

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

（1）過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の旅客船ターミナルを設置又は管理している。	
（2）過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の旅客船ターミナルを設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

（第11号様式）

- 注1. 旅客船ターミナルの名称の欄には、ターミナル名に加えて所在する港名を付記すること等により、他の旅客船ターミナルと混同するおそれがないように記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該旅客船ターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
3. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
4. 乗船場所の数の欄には、岸壁、浮桟橋等をそれぞれ一の乗船場所としてそれらの合計数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
5. 段差が解消されている乗船場所の数の欄には、旅客船ターミナルの出入口とそれぞれの乗船場所との間の経路の段差が解消されている乗船場所の数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
6. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
7. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
8. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該旅客船ターミナルに便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
9. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
10. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
11. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。